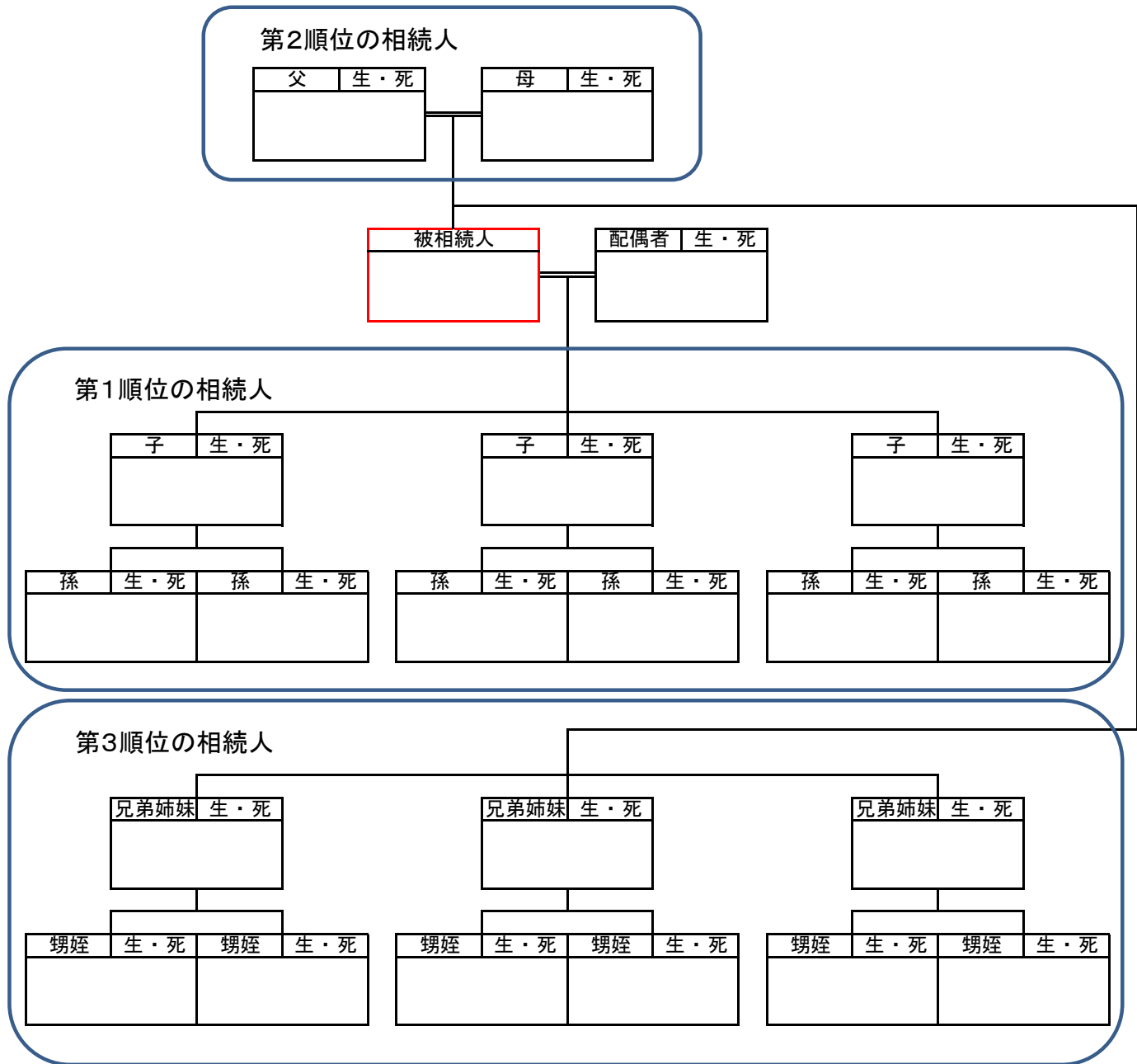


● 法定相続人の範囲

被相続人を中心とした法定相続人の範囲図です。枠内に該当する方のお名前を書いてください。



【注意事項】

- 被相続人(図の赤枠)は亡くなられた方を指します
- 被相続人の「配偶者」は常に相続人となります
- 被相続人の「子や孫」は直系卑属といい、**第1順位の相続人**となります
- 被相続人の「父母、祖父母」は直系尊属といい、**第2順位の相続人**となります
- 被相続人の「兄弟姉妹」は**第3順位の相続人**となります
- 先順位の相続人が一人でもいる場合、後順位の者は相続人ではありません
(被相続人に第1順位の子がいる場合、第2順位の父母や第3順位の兄弟姉妹は相続人ではない)
- 被相続人の「孫」は、被相続人の「子」が既に亡くなっている場合に代襲相続します
(被相続人の子が存命である場合、孫は相続人とはならない)
- 被相続人の「甥姪」は、被相続人の兄弟姉妹が既に亡くなっている場合に代襲相続します
(被相続人の兄弟姉妹が存命である場合、甥姪は相続人とはならない)